



2020年3月12日

各 位

会 社 名 東 芝 機 械 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 三 上 高 弘
(コード番号6104 東証第1部)
問 合 せ 先 経 営 戦 略 室 長 甲 斐 義 章
(TEL 055-926-5072)

株式会社オフィスサポートから3月11日付けで送付された当社取締役会
に対する書簡への回答に関するお知らせ

当社取締役会は、株式会社オフィスサポートから2020年3月11日付けで書簡（以下「本書簡」といいます。）を受理しました。本書簡について当社の執行側からご回答をさせて頂くこととしましたので、以下のとおりお知らせいたします。（本書簡の内容につきましては、添付別紙をご参照ください。）

以 上

< 別紙 >

2020年3月11日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉



拝啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社は3月9日付書簡でもお伝えした通り、弊社を含む公開買付者グループ（以下「弊社ら」といいます。）は、本公開買付けの実施を機に、貴社経営陣の皆様が企業価値及び株主価値に対する責任を真摯に捉え始めたことを評価しております。経営改革プランを策定し、「不退転の決意と覚悟を持って邁進する所存」と表明され、これまでの不誠実な経営や、それによるリストラの実施に対して役員として責任を取られ、役員報酬の一部を自主返上されたことは大きな前進です。弊社らとしては、貴社経営陣の皆様がROE目標8.5%を達成すれば必然的に株価は向上していくものと考えています。そもそも、弊社らが本公開買付けを実施した目的は、貴社のコーポレート・ガバナンス向上にあるところ、本公開買付けの実施により、一定の成果が出たのではないかと考えております。

これまでの繰り返しとなりますが、弊社らは、コーポレートガバナンス・コード基本原則5【株主との対話】に則った貴社との建設的な対話を望んでおります。貴社が発表された中期経営計画について、貴社は他の機関投資家に個別にご説明されているようですが、弊社らに対しては、いまだにご説明の機会をいただけておりません。弊社らは、株主としての立場において他の機関投資家と異なる取り扱いを受ける合理的理由はないものと考えておりますので、貴社経営陣の皆様に対し、対話の機会を設けていただくよう改めてお願い致します。また、本質問状の弊社回答について説明が必要な点がございましたら、ご説明に上がりますので、対話の機会を設けていただけますようお願い致します。

弊社らは貴社とむやみに敵対し、徒に紛争を拡大させることは望んでおりません。弊社らと貴社の対立で、最も得をするのは貴社のアドバイザーです。今回の質問状も貴社のIR関連業務をご担当されるアドバイザーが作成されたと存じますが、貴社の企業価値及び株主価値向上に資するものとはいえ、あまり意味のある内容とは思えません。これらアドバイザーが貴社に対してどのようなアドバイスをされているのかは定かではありませんが、本来であれば不必要な費用が浪費され、株主価値が毀損されるような状況は回避すべきではないでしょうか。弊社らが望むことはたった一つ、貴社が真摯に企業価値向上及び株主価値向上に取り組むことにより、PBR1倍以上の株価を実現していただくことです。

貴社から2020年3月9日に送付された「公開買付者に対する質問状」と題する書面に記載されているお尋ねに以下のとおり回答します。

1. そもそも、貴社の資本政策を決定されるのは取締役会の皆様であり、弊社は、一株主

に過ぎません。弊社らは、株主としての立場より、貴社の上場企業としてのあるべき姿をお伝えし続けているものです。弊社らは、本公開買付けを開始した後に、貴社が新たな中期経営計画を2月4日に公表されたことから、その内容を検討し、弊社らが考える貴社の適正な自己資本の水準を踏まえ、貴社のROE向上の観点から、まずは貴社が保有するニューフレアテクノロジー株式の売却キャッシュフローの内、特別配当を除く最低約120億円を余剰資金として株主の皆様へ還元していただきたい旨の提案を改めてさせていただきました。従いまして、貴社の新しい中期経営計画を踏まえた現時点における弊社らの貴社に対する提案は、上記120億円の株主還元となります。その後は、貴社が新しく策定された経営改革プランに基づいて行おうとされている投資の状況も踏まえつつ、コーポレートガバナンス・コード基本原則5【株主との対話】に則り、貴社の最適な資本政策について弊社らと建設的な対話を行っていただきたいと思っております。

なお、繰り返しとなりますが、貴社が発表された新しい中期経営計画について、貴社は他の機関投資家に個別にご説明されているようですが、弊社らに対しては、いまだにご説明の機会をいただけておりません。貴社からのご説明のない中、弊社らとして合理的と考える提案をさせていただいておりますが、貴社経営陣の皆様に対し、弊社らとの対話の機会を設けていただくよう改めてお願い致します。

2. 貴社取締役会宛ての3月9日付け書簡は、公開買付者が訂正届出書を提出した3月6日より後に送付されたものであり、訂正報告書の記載内容に書簡の内容が反映されていないのは当然のことです（現時点において具体的に確定しているものではありませんが、議決権保有割合を低下させることを検討することも可能と判断したのも、3月6日付け訂正届出書提出より後のことです。）。3月9日付け書簡の内容は、必要に応じて、3月6日付け訂正届出書の提出以後に発生した事実として、追って、今回の貴社とのやり取り等を含めて新たな訂正届出書に記載して提出する予定です。
3. 野村絢氏は、弊社の共同保有者として平成30年11月20日から貴社株式に投資した方であり、また、機関投資家の方から弊社に対して「野村絢氏に当初東芝機械を投資対象にした理由について話してもらえないか」との要望があったため、弊社から野村絢氏にそのテーマで話してほしいと依頼し、お引き受けいただいたものです（貴社に対する提案内容等については、弊社の福島から説明を行います。）。村上氏と公開買付者グループに関しては、貴社のご質問の前提が事実誤認であることは、公開買付者が提出した対質問回答報告書から明らかです。貴社におかれては、一般株主に誤解を与えるような言動は控えていただきたく、お願い申し上げます。

敬具

<当社からの回答>

2020年3月12日

株式会社オフィスサポート
代表取締役 池田 龍哉 様

東芝機械株式会社
取締役社長 坂元 繁友

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

3月11日付の書簡を拝領し、取締役一同にて共有いたしました。まず、本公開買付け後の経営方針に関わる当社からの重要な質問事項を、「意味のある内容とは思えない」と軽んじ、論点のすり替え、場当たりの回答に終始したことは誠に残念です。そもそも、当社の経営改革プランを「評価」し、ROE目標達成により「必然的に株価は向上していくものと考えている」とのことですが、それならば何故、貴社は経営改革プランの公表を待たずにTOBを強行されたのか、疑問を禁じ得ません。

株主の皆様にとって最も重要なことは、当社の中長期・持続的な企業価値向上策がどう具現化されるかという点に尽きますので、その点に絞って、以下、当社見解をお伝え致します。

貴社は、当社が2月4日に経営改革プランを公表した後も、その実現性について「信頼感が乏しいと言わざるを得ない(2月10日付書簡)」と当社の経営方針を厳しく批判しました。にも拘わらず、足許で、当社からTOB後の経営方針が無いことを指摘されるに至るや、3月11日付けの書簡では、突如として、当社の経営改革プランを「評価」し、ROE目標達成により「必然的に株価は向上していくものと考えて」いる旨言及しております。つまり、当社の成長投資の原資を120億円の株主還元の上積みによって流出させる方針を明らかにしながら、他方で、当社の経営方針を支持するという、論理的に両立し難い行動に出ておられます。

このような、場当たりの二転三転する言動は、最大約44%の株式を取得し、実質的に当社の経営権を取得されることを目指す公開買付者として全く相応しくないことは明らかであり、TOB成立後の当社経営体制の不確実性を強めるものであり、多くの株主様に混乱や誤解を与えることが懸念されます。

また、貴社は当社から中計について説明を受けていない、或いは、ガバナンスコードが定める「株主との対話」に反すると主張しておられますが、2月4日の説明会においては、所定の時間を大幅に超過する中で、貴社福島氏からのご質問について当社(飯村、坂元、岩崎)から誠実にご説明を申し上げたことは十分ご認識済みかと存じます。従い、このような印象操作をなさることも大変に残念に感じます。(そもそもは、1月に、当社が経営改革プランの公表を待ったうえでの面談をご提案したところ、それを「拒否」して、TOB

を強行されたのは他ならぬ貴社であり、その経緯に照らせば、貴社が、ことさらガバナンスコードの「株主との対話」を金科玉条のように強調することも奇異に映りますが、そのことは措くとしみます。)。そもそも、当社は、貴社グループによる株式取得開始後、村上市彰氏、野村絢氏、福島啓修氏らと面談や書簡のやり取りを通じて何度となく対話を重ねてきたことは、ご高承のとおりです。

当社は現在、2月4日の説明会に直接の参加ができなかった機関投資家株主の皆様に対してご説明を行っておりますので、当面、そちらの株主様の対応が優先となることは先日当社からも貴社にお伝えしたかと存じます。国内・海外双方の機関投資家株主の皆様（アクティブ運用、パッシブ運用を問わず）から、当社の経営改革プランの方向性と、既にそれらの施策が着実に実行に移っていることについて高いご評価を頂いており、同時に、貴社の「経営方針なき強圧的 TOB」がプラン実行の阻害要因となることについても多くの投資家の皆様からご理解を頂いているところです（具体的には、経営改革プランにおける利益率の改善見込み、キャッシュアロケーションの明確化、環境領域（気候変動等）などの成長分野への積極投資・M&A 戦略、海外売上の成長余地などに期待を寄せる投資家様が多くおられ、今後のガバナンス体制の在り方についても建設的なご意見を多数いただいております）。

貴社との対話につきましては、近日公開買付者が提出されるという訂正公開買付届出書の内容（当社からの質問への適切なご回答が含まれているか）も確認させていただいたうえで実施タイミングを検討したく存じますが、当社が指摘させて頂いたとおり、TOB 完了後の経営方針につき、公開買付者から訂正公開買付届出書が提出されていない中で、貴社から先に3月9日付け書簡において、所有割合の3分の1への引き下げの可能性につき言及されるということでは、実質的な公開買付の主体は公開買付者ではなく貴社ということなのか、疑問を持たざるを得ませんし、いずれにせよ、TOB 完了後の経営方針という非常に重要な事項については、まずは訂正公開買付届出書による開示を最優先で行うべきということが、金融商品取引法の趣旨ではないかと存じますので、その点、誠に遺憾に思っておりますこと、付言させていただきます。

敬具